

狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の概要について

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第 12 条第 2 項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）】

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等することを禁止すること。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画（山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画より抜粋）

年度	狩猟鳥獣捕獲禁止区域予定の名称	番号	所在地	区分	指定面積	指定期間		備考
					(ha)			
H30	蔵王	1	山形市	新規	960	H30. 11. 1から R10. 10. 31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
	やまであまよばりやま山寺雨呼山	2	山形市 天童市	新規	4, 061			
R2	関山	3	東根市	新規	2, 699	R2. 11. 1から R12. 10. 31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
合計	3箇所				7, 720			